

## 社会福祉法人笠間市社会福祉協議会表彰規程

平成18年7月19日

規程第38号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準等)

第2条 表彰の基準及び方法は、別表のとおりとする。

2 表彰を受ける者が、表彰以前に死亡したときは、その遺族に贈るものとする。

3 別表に規定する1から5までのうち、次の各号に該当するものは除くものとする。

(1) 社会福祉の分野で、藍綬褒賞を受けた者

(2) 厚生労働大臣の表彰を受けた者

(3) 社会福祉の分野で、茨城県知事、笠間市長から表彰を受けた者

(4) 全国社会福祉協議会会長、茨城県社会福祉協議会会長の表彰を受けた者

(表彰の期日)

第3条 表彰は、隔年ごとに行うものとし、特に必要があるときは、随時にこれを行うことができる。

(表彰候補者の推薦)

第4条 本会の理事及び評議員は、別表の基準に該当し、表彰が適当と認められるときは、会長に表彰候補者推薦書（様式第1号、様式第2号）を添えて推薦するものとする。

(表彰審査)

第5条 表彰審査は、理事会において行うものとする。

(その他)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月19日から施行する。

別 表 (第2条関係)

基 準	方 法
1. 民生委員, 児童委員として社会福祉事業に功績 顕著で現職にあり, かつ在職期間が概ね10年以 上の者	表彰状
2. 社会福祉団体の役員として社会福祉事業に功績 顕著で現職にあり, かつ在職期間が概ね7年以 上の者	同 上
3. ボランティア活動を実践している個人又は団体 で, 社会福祉事業推進に功績顕著であり, 活動期 間が概ね3年以上の者	同 上
4. 本会の理事, 監事及び評議員として社会福祉事 業推進に功績顕著で現職にあり, かつ在職期間が 概ね7年以上の者	同 上
5. その他本会運営に功績顕著な者	同 上
6. 当該年度内に寄付した金額又は前5ヵ年間の金 額が次に該当したとき 個人 10万円以上 団体若しくは事業所20万円以上	感謝状
7. 当該年度内に寄付した物品又は前5ヵ年間の物 品が次に該当したとき 個人 10万円相当額以上 団体若しくは事業所20万円相当額以上	同 上

様式第1号（第4条関係）

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会

年度 表彰候補者推薦書

会 長 \_\_\_\_\_ 様

年 月 日

推薦者名 \_\_\_\_\_ 印

(ふりがな) 候補者氏名及び団体名		性 別	男 女
生年月日又は団体 施設設立年月日	年 月 日生(満 歳)		
住所又は所在地			
表彰対象の種類			
現在、在職する団体 施設の名称			
役員 の 区 別	役員(職名: _____)		
従事及び活動期間			
功 績 概 要			
表 彰 歴			
参 考 事 項			

様式第2号（第4条関係）

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会

年度 表彰候補者推薦書

会 長 \_\_\_\_\_ 様

年 月 日

推薦者名 \_\_\_\_\_ 印

(ふりがな) 候補者氏名及び団体 名		性  別	男  女
生年月日又は団体 施設設立年月日	年 月 日生(満 歳)		
住所又は所在地			
表彰対象の種類			
現在、在職する団体 施設の名称			
活動期間			
功 績 概 要			
表 彰 歴			
参 考 事 項			